

## 不妊治療費助成事業 よくあるお問い合わせ

※この事業の「年度」とは、「4月1日から翌年3月31日まで」を指します。

<p>Q 1 伊勢崎市不妊治療費助成事業について教えてください。</p>	<p>A 【助成対象者】 医師による不妊治療を行っている法律上の婚姻関係にある夫婦で、夫婦の双方またはいずれか一方が伊勢崎市に居住し、申請の1年以上前から引き続き住民登録があること、医療保険関係各法における医療保険に加入していること、他の地方公共団体から同一の不妊治療に対し同種の補助を受けていないこと。すべての要件を満たす方が助成対象です。</p> <p>【申請回数】 申請は1年度（4月1日～翌年3月31日）の治療につき1回同一夫婦につき通算5回まで。</p> <p>【助成額】 不妊治療費総額の2分の1（千円未満切捨て）で、10万円を上限とします。治療費に含まれないものについてはQ9の内容を確認してください。</p> <p>詳しい内容は、ホームページを確認してください。</p>
<p>Q 2 助成金の申請は、いつしたらよいですか？</p>	<p>A 年度末は窓口が大変混み合いますので、年度内の治療が終了した人は速やかに申請してください。</p> <p>今年度4月1日以降の治療費が20万円を超えれば、治療継続中であっても助成金の申請ができます（助成金が上限額の10万円に達するため）。</p> <p>◆領収書の合計額が20万円以上でも、その中に治療費に含まれないものがあればその分の金額は助成の対象外です。Q9の内容を確認してください。</p> <p>◆領収証の診療機関や合計額は、必ずご自身で確認してください。</p>
<p>Q 3 不妊治療中、他市から伊勢崎市に転入しました。伊勢崎市で助成の申請ができるのはいつからですか？</p>	<p>A 伊勢崎市の助成申請資格が発生するのは、夫婦の双方またはいずれか一方が、伊勢崎市に住民登録して1年経過後です。不妊治療費は、申請できる年度内の治療が対象です。</p> <p>【例】令和5年12月1日付で伊勢崎市に転入した夫婦は、令和6年11月30日に申請資格が発生します。令和6年度申請の対象治療期間は、令和6年4月1日から対象になるため、令和5年12月1日～令和6年3月31日の間の治療は助成できません。</p>
<p>Q 4 他市へ転出しました。転出前に受診した不妊治療の助成の申請はできますか？</p>	<p>A いいえ。申請日時時点で、伊勢崎市に住民登録がない場合は、申請することはできません。必ず転出前に申請してください。</p>
<p>Q 5 複数の医療機関で治療していますが、まとめて申請できますか？</p>	<p>A はい。複数の医療機関で治療している場合も、1枚の申請書でまとめて申請できます。ただし、「不妊治療費助成金医療機関受診証明書（様式第3号）」はそれぞれの医療機関ごとに証明してもらう必要があります。</p>

<p>Q 6 「不妊治療費助成金医療機関受診証明書（様式第3号）」を医療機関に書いてもらう時の注意点はありますか？</p>	<p>A 診断名を忘れずに記入してもらうこと、診療期間は申請年度4月1日～翌年3月31日までの期間であること、主治医や医療機関の印を押印してもらうことに注意してください。記入誤りがある場合は、医療機関に証明書の訂正をお願いしてもらうことになります。</p> <p>証明にかかる日数や金額はそれぞれ異なりますので、医療機関に直接確認してください。</p>
<p>Q 7 「不妊治療費助成金医療機関受診証明書（様式第3号）」を薬局に書いてもらう時の注意点はありますか？</p>	<p>A 主治医が証明した不妊治療の診療期間内に、その医療機関が処方した不妊治療に要する薬剤について証明と押印を受けてください。</p> <p>証明にかかる日数や金額はそれぞれ異なりますので、薬局に直接確認してください。診療期間外や処方外の薬剤費が証明されている場合は助成の対象外です。Q9の内容を確認してください。</p> <p>❖ただし、薬剤費を含めなくても治療費が20万円を超えている場合は、薬局の証明がなくても市の助成金は10万円です。Q9の内容により、治療費が20万円を超えているか確認してください。</p>
<p>Q 8 1つの医療機関に対し、2つの薬局を利用しました。証明はどのように書いてもらえば良いですか？</p>	<p>A まず、「不妊治療費助成金医療機関受診証明書（様式第3号）」に医療機関の主治医と治療費の証明をもらってください。</p> <p>「不妊治療費助成金医療機関受診証明書（様式第3号）」のコピーを取り、1つ目の薬局では原本に、2つ目の薬局ではコピーに薬剤費の証明をもらってください。</p>
<p>Q 9 受診証明書作成料も不妊治療費に含めて良いですか？ また、不妊治療費に含まれないものは他に何かありますか？</p>	<p>A いいえ。証明発行や紹介状などの文書作成料は不妊治療費に含めないでください。その他、予防接種注射代、入院費、食事代、成功報酬など、不妊治療費と認められないものは助成の対象外です。</p> <p>また、主治医が証明した診療期間外の医療費・薬剤費、処方外の薬剤費も助成の対象外です。</p> <p>もし医療機関や薬局での支払い金額に対象外のものが含まれていることが分かった場合は、その分を除外した金額を治療費とします。</p>
<p>Q 10 鍼灸治療は対象になりますか？</p>	<p>A いいえ。鍼灸治療は対象になりません。</p> <p>厚生労働省の認める保険医療機関において、生殖専門医が行う不妊治療が対象です。</p>
<p>Q 11 海外の医療機関で行った不妊治療は申請できますか？</p>	<p>A いいえ。日本国外の病院での治療は対象になりません。</p> <p>厚生労働省の認める保険医療機関において、生殖専門医が行う不妊治療が対象です。</p>
<p>Q 12 申請に必要な書類として、「不妊治療費の領収書（原本）およびコピー」とありますが、コピーだけ提出しても大丈夫ですか？</p>	<p>A いいえ。領収書は必ず原本とコピー両方を提出してください。</p> <p>コピーしかない分の治療費は、助成の対象とはなりません。</p>
<p>Q 13 医療機関からの領収書に、金額が0円のものがあるのですが、提出が必要ですか？</p>	<p>A はい。それが不妊治療を行った日の領収書であれば、提出が必要です。</p>

<p>Q 14 郵送で申請したいのですが、注意点はありますか？</p>	<p>A 領収書（原本）や口座情報等、個人情報の載った書類をやりとりするため、レターパックプラス封筒で郵送してください。 同封していただく返送用封筒は、レターパックプラスまたはライトのどちらかにしてください。 郵便物が紛失しても、市はその責任を負いません。</p> <p>請求書の押印印影が不鮮明な場合、再提出をお願いすることになりますので注意してください。</p>
-------------------------------------	---

◎そのほか、ご相談がある場合は、健康管理センター（TEL:0270-23-6675）へお問い合わせください。